

佐倉市地域福祉計画

推 進 活 動 報 告

（平成20年度・平成21年度）

佐倉市地域福祉計画推進委員会

平成22年4月

はじめに

佐倉市地域福祉計画の平成20年度、平成21年度の進行管理及び評価を行いましたので報告いたします。

平成21年5月27日に佐倉市地域福祉計画推進委員会が設置され、本計画の内容説明、進行管理や評価方法の研修や検討を行いました。その結果、評価方法としては「タスクゴール（効果・効率評価）」と「プロセスゴール（過程評価）」を両輪として一体的に評価することといたしました。また、基本目標の「1.安心・安全なまちづくり、2.協働のしくみづくり、3.交流と支え合いの地域づくり、4.分かりやすい情報のしくみづくり」の4つの専門部会に別れ進行管理と評価を行い、最終的には本委員会に報告し承認を得ることといたしました。

実施過程については、行政関係各課から本計画の実施状況や今後の方向性などを記載した「事業評価シート（自己評価）」を提出していただき、それに基づき各専門部会で進捗状況や評価を記載した「地域福祉計画の進捗状況シート」や「中間評価に対する部会の意見書」を提出し、全体の本委員会で協議し決定しましたのがこの報告書になります。

また、市民の皆様には、平成22年3月6日、中央公民館で開催した「佐倉市地域福祉フォーラム」で本計画の進捗状況について中間報告をいたしました。

今後の方向性としては、現在は行政計画の「佐倉市地域福祉計画」と民間計画（社会福祉協議会）の「佐倉市地域福祉活動計画」の2本立てになっていますが、対象者は佐倉市市民の方々ですので、福祉サービスは1つでなければなりません。しかし当面は、行政がやるべきこと、民間がやるべきこと、協働でやるべきことの内容を検討し、せめて一冊の計画にまとめることができれば市民にとってはわかりやすい情報の提供となります。

最後に、この報告書が次年度推進していく取り組みや次期計画策定の参考資料になれば幸いです。

平成22年4月

佐倉市市長 藤 和 雄 様

佐倉市地域福祉計画推進委員会
会 長 恵 下 均

1. 計画の概要

「佐倉市地域福祉計画」は、第3次佐倉市総合計画・後期基本計画を上位計画として、社会福祉法第107条に基づく法定計画であり、佐倉市の健康福祉分野の計画における共通理念を定め、横断的視点から地域福祉を推進していくための計画です。

1 計画の期間

- ・平成20年度から平成22年度までの3年間

2 基本理念

- ・一人ひとりが 自分らしく 安心して 暮らせる 地域社会

3 計画の目的

- ・地域で暮らすすべての人が、人として尊厳をもって、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、その人らしく安心のある生活がおくれるように、地域全体で支え合う佐倉市をめざす。

4 計画の位置づけ

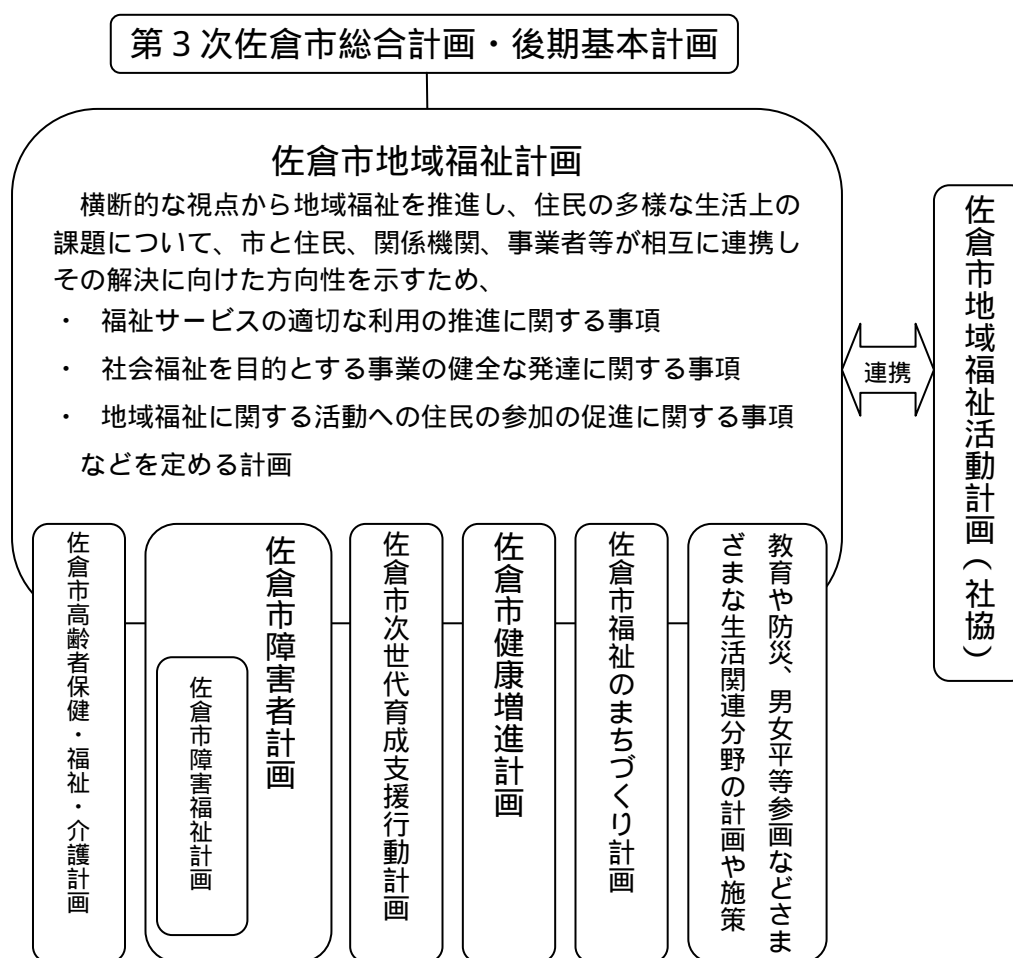
- ・市民の多様な生活上の課題について、市と市民、関係機関、事業者等が相互に連携し、解決に向けた方向性を示す計画です。
健康、福祉や教育、防災などさまざまな、生活分野にわたる計画や施策を一部内包しています。

2. 計画の位置づけ

佐倉市は、これまで健康福祉分野の行政計画として、佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画、佐倉市障害者計画、佐倉市次世代育成支援行動計画、佐倉市健康増進計画及び佐倉市福祉のまちづくり計画を策定して、各々の計画に基づいた施策が展開されています。本計画は、これら佐倉市の健康福祉分野の計画における共通理念を定め、横断的な視点から地域福祉を推進していくための計画です。

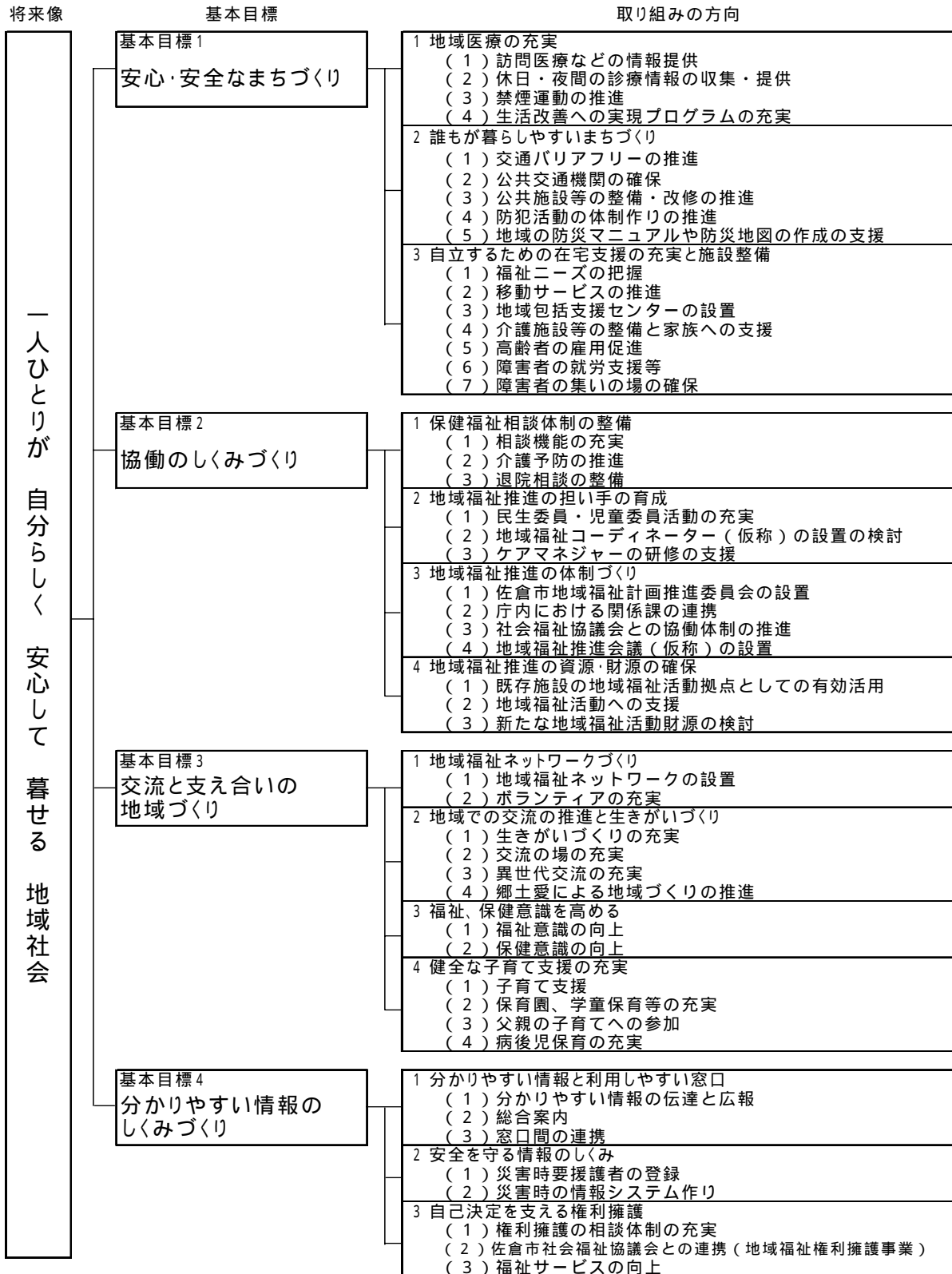
また、本計画は、住民の多様な生活上の課題について、「佐倉市市民協働の推進に関する条例」の理念のもとに市と住民、関係機関、事業者等が相互に連携しその解決に向けた協働の方向性を示す計画であり、教育や防災、男女平等参画などさまざまな生活関連分野にわたる計画や施策を一部内包しています。

さらに、本計画は、社会福祉協議会が中心となって策定する民間の地域福祉活動計画と相互に連携・補完しあう関係にあります。



佐倉市地域福祉計画関係図

3. 施策体系図



4. 佐倉市地域福祉計画推進委員会の活動概要

「佐倉市地域福祉計画推進委員会」は、平成20年3月に策定された「佐倉市地域福祉計画」の進捗管理及び評価、各種検討をするため平成21年5月に設置されました。佐倉市地域福祉計画推進委員会は、関係機関並びに関係団体、市民公募委員3名を含む、10名の委員で構成され、佐倉市地域福祉計画庁内検討会委員の出席を求め、進捗管理等について協議を行いました。

佐倉市は、当委員会の意見をふまえ、平成21年8月に「佐倉市地域福祉計画推進委員会設置要綱」を改正し、必要に応じ調査、研究等を実施するための組織として、専門部会を設置できること、併せて次期計画の策定及び推進についても明文化いたしまして、より充実した組織となる取り組みが行われました。

これに伴い当委員会は、分野別に「まちづくり部会」、「協働部会」、「地域づくり部会」、「情報部会」の4つの専門部会を設け、推進評価などを行ってまいりました。

また、「佐倉市地域福祉計画」と（社）佐倉市社会福祉協議会で策定した「佐倉市地域福祉活動計画（ともに歩むふくしプラン）」の共通する課題や、取組みの検討などを行う組織として、当委員会と佐倉市社会福祉協議会の「ともに歩むふくしプラン推進委員会」による「地域福祉推進会議」を、平成21年9月に設置いたしました。

平成22年3月6日には、中央公民館において「地域福祉推進フォーラム」が開催され、地域福祉の推進状況の報告として「地域福祉計画」及び「ともに歩むふくしプラン」の発表を行いました。

また、平成22年2月に合同作業部会を設置し、福祉課題の抽出及び一次整理等を協働体制で進め、次期の両計画策定に繋げていく予定となっています。

推進委員会の主な活動内容は、表1「佐倉市地域福祉計画推進活動経過」のとおりです。

5. 「佐倉市地域福祉計画」推進活動経過

(H22.3 現在)

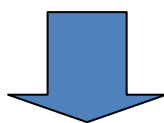
年度	項目	活動内容	備考
20	要綱制定	・H21.1.9 佐倉市地域福祉計画庁内検討会設置要綱制定	・関係部課長 16名
	地域福祉計画庁内検討会	・H21.2.2 庁内検討会	
	要綱制定	・H21.3.23 佐倉市地域福祉計画推進委員会設置要綱制定	
	市民委員公募	・3/1～3/31まで、地域福祉計画推進委員会委員の公募	・3名
21	委員委嘱	・地域福祉計画推進委員会委員委嘱	・H21年5月27から H23年3月31日
	委員会活動	地域福祉計画推進委員会開催(6回開催) 5/27、8/24、11/2、1/19、2/12、 3/23	・庁内検討会委員出席
	要綱改正	・H21.8.12 佐倉市地域福祉計画推進委員会設置要綱改正	・専門部会設置、次期計画策定事務の追加
	専門部会活動	・進捗状況の報告作成	・各部会2～3回開催
	まちづくり部会		
	協働部会		
	地域づくり部会		
	情報部会		
	地域福祉推進会議	・協働課題についての検討	・H21.9.16 設置 ・推進会議6回開催
	アンケート	・市民満足度調査(市民意識調査)項目に盛り込む	・H22.2 発送
地域福祉推進フォーラム	・「地域福祉推進フォーラム」(地域福祉の推進状況の報告会、意見交換会)の実施	・H22.3.6 開催 (中央公民館)	

6. 推進評価の概要

「佐倉市地域福祉計画」の推進評価については、概ね下記の通り進めてまいりました。

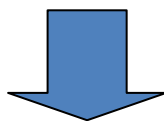
○推進委員会において評価方法の検討・シートの確認

- ・ 施策体系の取り組みの方向ごとに、平成20年度の実施状況、平成21年度以降の方向性（維持・拡大・縮小・廃止）を記載した一覧表の提出を受け、「事務事業評価シート」（表2）を用い、各専門部会において評価を進めることを確認した。



庁内関係各課において、事務事業評価シートによる自己評価

- ・ 関係各課で、シートの作成を行う。事業の現状把握・事業の評価・今後の方向性・合致している総合計画の施策等整合性を自己評価。



推進委員会専門部会による評価

- ・ 各専門部会において、事務事業評価シートを基に、関係各課への聞き取りなども行い「地域福祉計画の進捗状況」（表3）により実施状況の評価を行う。



推進委員会での評価（モニタリング）

- ・ 各専門部会においての評価を基にした、計画の推進状況の確認と、推進課題の抽出を行い、次期計画策定に繋げることとした。

表-2

参 考

事務事業評価シート(平成20年度事業)

担当課	
-----	--

基本目標	3 交流と支え合いの地域づくり
取組の方向	4 健全な子育て支援の充実 (2)保育園、学童保育等の充実
事業	3.福祉意識の向上による子供の健全な育成 ボランティア教室を開催等により、積極的な参加を促進

事業の現状把握	事業の概要	
	対象	
	事業実績(成果)	
	財源(決算額)	

		評価	コメント
事業の評価	妥当性 (必要性)	政策との整合性 この事業は市の政策に結びついているか(見直す必要があるか) <input type="checkbox"/> 結びついていない <input type="checkbox"/> 結びついている	
		市関与の必要性 この事業は市がやらなければならないか <input type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 妥当ではない	
		事業の妥当性 事業の現状や成果から考えて、事業内容を見直す必要があるか 事業の範囲を拡大・縮小する必要があるか <input type="checkbox"/> 対象を見直す必要がある <input type="checkbox"/> 目的を見直す必要がある <input type="checkbox"/> 妥当である	
	有効性	成果向上の余地 事業のやり方・進め方を変更することで成果を向上できるか <input type="checkbox"/> 成果をさらに伸ばせる <input type="checkbox"/> 成果は十分に出ている	
		類似事業との統合・連携の可能性 類似の事業はあるか 類似事業がある場合、統合や連携を行うことができるか <input type="checkbox"/> 類似事業がある・ない <input type="checkbox"/> 統合や連携が(できる・できない)	
		廃止・休止の可能性 事業の現状や成果から考えて、廃止・休止をすることができるか <input type="checkbox"/> 廃止・休止ができる <input type="checkbox"/> 廃止・休止ができない	
	効率性	事業費の削減余地 現状の成果を下げずに事業費を削減する方法はあるか <input type="checkbox"/> 削減する余地がある <input type="checkbox"/> 削減する余地はない	
		人件費の削減余地 現状の成果を下げずに人件費を削減する方法はあるか <input type="checkbox"/> 削減する余地がある <input type="checkbox"/> 削減する余地はない	
	公平性	受益者負担の妥当性 事業目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか <input type="checkbox"/> 負担を見直す必要あり <input type="checkbox"/> 負担を見直す必要なし	
	住民への対応	住民への啓発、周知活動を実施したか <input type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施していない	

基本施策		
施策		
行政サービス		ページ

評価結果の総括(コメント)と今後の方向性

--

表 3 地域福祉計画の進捗状況

項目	内容
基本目標	
取組の方向	
事業実績 (現状)	
評価	
課題	
案・提案	

7. 地域福祉計画の主な成果

地域包括支援センターが市内5か所に設置された（平成21年4月）

- ・平成20年度までは、市直営の地域包括支援センターと、5か所の地域介護相談センターの連携により相談・支援に当たっていた。平成21年4月から市内5つの日常生活圏域に1か所ずつ設置され、24時間、365日の相談・支援に対応し、地域の高齢者及び家族の生活支援が可能となった。

市ハザードマップ作成と自主防災組織の組織率アップ

- ・災害時要援護者施設を記載した洪水ハザードマップを作成し、対象区域内の要援護者施設及び自治会・町内会等に配布を行った。
- ・自治会・町内会等を中心とした自主防災組織は、平成20年度末で65団体となった。

「災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」「災害時要援護者支援の手引き」の作成（平成21年4月）

- ・地域において災害時要援護者の把握及び避難支援を実施してもらえるよう、市民向けのマニュアルを整備することとし、平成21年4月に「地域における災害時要援護者支援の手引き」を作成し、公表するとともに自治会・町内会等、民生委員・児童委員に配布し、啓発を図った。
- ・災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施することを目的に、本市における要援護者の避難支援対策について、基本的な考え方を示した全体計画を、平成22年1月に策定した。
自助・共助・公助の役割を明らかにしたものである。

地域福祉推進会議の設置（平成21年9月）

- ・「佐倉市地域福祉計画」と「佐倉市地域福祉活動計画（ともに歩むふくしプラン）」に共通する課題や、取組みの検討などを行う地域福祉推進会議を設置した。

「佐倉市ふるさとまちづくり応援のための寄附条例」の制定（平成21年6月）

- ・各種事業を実施する財源を確保するため「佐倉市ふるさとまちづくり応援のための寄附条例」を法整備した。用途を「保健福祉の増進に関する事業」に指定することもできる。

障害者の就労支援（障害者就業・生活支援センターの誘致）

- ・平成20年4月に障害のある方々が職業を持ち自立するための支援を行う事業として、障害者就業・生活支援センターを佐倉市に誘致し、障害のある方々の就労支援と生活支援を実施した。

保育園（1か所）・学童保育所（7か所）の増設

- ・保育園は、平成20年4月に、民間保育園（定員60名）が開園した。
- ・学童保育所は、公立23か所、民間5か所の計28学童保育所の整備が完了した。23小学校区中22小学校に学童保育所を開設できた。

弥富地区に特別養護老人ホーム（100床）・診療所の開設（平成22年4月予定）

- ・市内に4月1日付けで新たな特別養護老人ホームが開所する。この特別養護老人ホームは、市の南部地域、岩富町地先に設置され、利用者のプライバシーに配慮した全室個室タイプの部屋（定員100人）と、適材適所に囲らんとできるスペースなどが配置されるユニット型の施設となる。また、施設内には、地域交流ホールも配置されているため、新たな地域交流の拠点となる可能性も有している。

更に、この施設には診療所も併設され、地域住民の健康維持・増進に寄与する医科・歯科の診察が実施されることになる。

なお、現在、診療所は開設準備中であることから、特別養護老人ホームの開所日より若干遅れる見通しである。

8. 地域福祉計画 プロセス評価

住民参加による地域福祉計画推進委員会の設置

- ・地域福祉計画推進委員会は、10名の委員で構成されていますが、選出区分として「社会福祉事業者」「ともに歩むふくしプラン推進委員会」「民生委員児童委員」「社会福祉協議会」「ボランティア団体」「地域団体」の代表者とともに、市民公募により選出された3名の推進委員の方が参加しています。市民の目線で、計画の進捗管理及び実行評価、次期計画策定にも携わります。

庁内検討会と推進委員会の連携、事務事業評価の実施

- ・地域福祉計画推進委員会では、会議開催時には常に、庁内検討会委員の出席を求め、随時庁内検討会委員の意見などを参考に会議を進めるとともに、双方の理解を図りました。また、事業の妥当性や、有効性、効率、公平性などの評価も含めた事務事業評価シートによる自己評価を実施しました。

社）佐倉市社会福祉協議会との連携

- ・地域福祉推進会議の設置・運営は、合同の事務局体制により進め、福祉課題の収集や「公的」「民間」「協働」の課題切り分けなどを、協働で行い、次期計画策定に向け連携を図っていきます。

9. これからの地域福祉の推進について

（市として取り組むべきこと）

交通・施設バリアフリーの推進

- ・ バリアフリーマップを作成し、HP等に公開する。
- ・ 災害時の避難場所となる学校体育館の耐震補強工事を進める。
- ・ モデル地区の設定等検討をする。

地域福祉コーディネーターの設置検討

- ・ 地域福祉コーディネーターの育成を図るため、他市の類似の仕組みなどを参考に養成講座等研修を実施する。
- ・ 地域福祉コーディネーターの庁内勉強会の実施、各課連携の検討を行う。
- ・ 公民の社会資源ネットワークの構築、協働の検討を進める。

総合相談体制（ワンストップサービス）の検討

- ・ 保健、福祉、介護、医療などの総合相談体制の充実を図り、ワンストップのサービスを目指す。
- ・ 地域包括支援センターの多面的な役割の充実。

地域福祉推進会議の継続・拡大

- ・ 市民協働条例なども含め、「協働必要の在り方」について議論が必要である。
- ・ 限定された会議体ではなく、地域福祉プラットフォーム¹としての在り方を検討する必要がある。

地域福祉活動拠点の整備

- ・ 会議室の貸出のみでなく、地域福祉活動推進における活動拠点の確保が必要である。
- ・ ファシリティマネジメント²による公共施設の管理方法の見直し。

¹ 地域福祉の担い手である住民・関係団体・事業者・行政などが幅広く参加し、情報交換や話し合いなどを行いながら、連携を図っていく場のこと。また、さまざまな団体や個人が連携して問題を解決する仕組み。

² 企業・団体等が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動。

地域福祉圏域の検討

- ・ 地域福祉を推進する上で、圏域の設定は、必要不可欠である。市民にとって参加しやすいエリア設定の議論が必要である。
- ・ 地区社協区、日常生活圏域区、学校区、まちづくり協議会区など、地域福祉やまちづくりに関する圏域の整理が必要である。

災害時要援護者支援対策の推進

- ・ 防災行政無線放送網の有効地域調査とメール送信の検討が必要である。
- ・ 災害時要援護者の把握と、その情報管理やシステムづくりの検討が必要である。
- ・ 自主防災組織化の一層の向上を目指す。

資料10

タウンミーティング実施状況

地域福祉計画と地域福祉活動計画の合同タウンミーティングを開催するにあたり、平成22年8月25日に3つの会場ごとの実行委員会を立ち上げました。

各実行委員会は、佐倉市地域福祉計画推進委員会委員、佐倉市地域福祉活動計画策定委員、地区社会福祉協議会の福祉委員、佐倉市職員及び社会福祉協議会職員で組織しました。

事前準備から当日の運営・後片付けに至るまで、官民協働によるタウンミーティングでした。

日 時	平成22年10月17日(日)	13:00から16:00
場 所	市民音楽ホール	
参加者	158人(内スタッフ 42人)	

日 時	平成22年11月7日(日)	13:00から16:00
場 所	和田ふるさと館	
参加者	95人(内スタッフ41人)	

日 時	平成22年11月14日(日)	13:00から16:00
場 所	志津コミュニティセンター	
参加者	165人(内スタッフ33人)	

参加者3会場合計 延べ418人(内スタッフ 延べ116人)

タウンミーティング参加者アンケートより

- ・ 住民座談会で「あなたの声を聞かせて下さい」アンケートに答えたことをまとめて骨子案ができたことがわかりました これからは実現してほしい
- ・ 地区社協と地域の交流、充実を実現させたい 一番地域に定着した組織なので
- ・ 外出時の移動手段と情報の提供について 公共交通の整備に力点を置き、個人の移動の手段を確保するための条例の策定を考えるべき
- ・ 財源の確保について 社会的企業の企業を推奨して活動しやすい環境を整備したらいい
- ・ 認知症ゼロの街はあり得ない その人らしい幸せが望ましい
- ・ 中核地域生活支援センターの存続をお願いしたい
本来は県にお願いすることだが市からも必要性を訴えてほしい
福祉の素人はどこへ相談すべきかわからない時がある
24時間ワンストップで相談できるところがあるだけで安心する
- ・ 中核地域生活支援センターのPRを積極的にやるべきである
- ・ 両計画が実現できるように協力してくれる人を増やしてほしい
- ・ 初めて参加しましたが、どんな内容かわかりやすく説明されています。しかし計画における内訳を実行していくのは難しいものです。自治会町内会においても、不特定多数の年齢の人々を相手にして出来ることに限りがあると思います。
- ・ 第一次地域福祉計画と比較して、内容がまとまった感じを受けました。
- ・ 旧村の人口減は、子供の教育にも繋がる課題と考えます。家を守る子供は少なく、外に出て家族を持つ現状。大きな課題であり、切実な問題です。
- ・ デマンドバスでは、業者・補助金等の規則を考えるより利用者の意見を第一としてほしい。今の神門経由の路線について、利用しないで無くすより方法がないとの意見が多数あります。
- ・ 知的障害者団体で活動するものです。障害者支援について項目のみで内容が不明ですが障害者本人や保護者が活動の拠点となるような場「たまり場」を是非確保していただきたい。
- ・ リタイヤ組が日々増加しています。元気な高齢者が地域の活動や介護者を担っていけるような仕組みづくりが重要です。
- ・ 障害者に関しては「総合計画(事案)」の方が詳しく、その連携に問題はないのでしょうか。
- ・ 相談・支援体制の充実や整備があちこちで盛られています。高齢者、障害者、子ども、生活困難者などバラバラではワンストップにはならない。
- ・ 県が中核地域生活支援センターを縮小する方向にあると聞く。市の政策の中で、中核が担っているような相談支援体制ができることが理想。検討を。

- ・ 聴覚障害者に対して、病院などの施設で、情報の文字放送装置をしてほしい。又は、佐倉市の駅内の事故情報の文字放送装置がほしい。
- ・ 防犯のために明るい灯をつけてほしい。
- ・ 道路での災害時は、聴覚障害者に緊急文字放送装置で知らせてほしい。
- ・ 各種の計画は単なる計画に終わることなく我々住民が積極的に福祉活動に参加すべきと思いました。
- ・ 高齢化の問題について具体的な指針を明確に示してほしいと思います。
- ・ ボランティア活動に参画するために行政がリードすべきである。無関心度が多い。
- ・ 協働のしくみについて、医療法人・学校法人の力をもっともっと取り組むべきではないか。
- ・ 子供の時から教育が大切。自分が福祉を必要とする立場になってはじめて考える人がほとんどだと思います。それでは遅い、批判ばかりが出てしまう。その場しのぎになってしまう。
- ・ 地域住民の健康増進、体力作りの促進について、いつでもどこでも体力作りができる環境を作成してほしい。寝たきりの方を作らないように、運動の推進を進めてほしい。
- ・ 高齢者の交流の場を作ったり、障害者の活動支援といった地域づくりや活動はしばしば目にもすることもありますし、世代や学校を超えた中高生の仲間とその親の居場所づくりとして具体的な活動内容が気になりました。
- ・ 身近なところから、できることから、実践していきたいと思います。住民として身近なところから、できることの積み重ねで重点目標に一步でも近づくと思っています。
- ・ 骨子が仕上がり、具体的に行動していくのは住民となる。一人ひとりの意識に骨子の浸透が必要。
- ・ 手話、要約筆記、点字、朗読が存在すると思うが、“情報保障”まで踏み込むと、ボランティアの域を超えるのではないのでしょうか。入り口として“ボランティア”は重要ですが、“保障”となるより専門的な学習や教育が必要ではないですか？



タウンミーティングの様子

タウンミーティング開催案内チラシ

地域福祉計画・地域福祉活動計画

タウンミーティングへ行こう！

福祉について話し合しましょう

第1会場	10月17日（日）	市民音楽ホール
第2会場	11月7日（日）	和田ふるさと館
第3会場	11月14日（日）	志津コミュニティセンター

開場12:30、開会13:00、閉会16:00



佐倉市の实情に合わせた地域福祉のあり方や計画の内容等に、市民のみなさまのご意見を反映させて参ります。たくさんの方のご参加をお待ちしています。

◇ 概要

佐倉市では、「地域福祉計画・活動計画」の策定を進めていますが、このたび計画の骨子案ができあがりしました。そこで、タウンミーティングを開催し、計画の内容について、みなさまのご意見をお伺いします。

○ 計画骨子案の説明

○ シンポジウム

・パネリスト： 藤 和 雄（佐倉市長）

谷田部 満（佐倉市社会福祉協議会長）

その他、地域福祉計画・活動計画委員

・コーディネーター： 松山 毅（順天堂大学准教授）

○ 参加者との意見交換

◇ 参加費：無料

◇ 申込み：不要（保育をご希望の場合は、事前にご連絡下さい。）

◇ その他：手話通訳、要約筆記、保育、車いすの用意があります。

〈主催〉佐倉市・佐倉市社会福祉協議会

〈お問い合わせ先〉

佐倉市社会福祉課 TEL043-484-6135（担当：地域福祉班）

佐倉市社会福祉協議会 TEL043-484-6033（担当：まちづくり推進班）

	用語	解説
あ 行	いどう 移動サービス	一般公共交通機関を利用しにくい高齢者、障害者などに福祉車両等を用いて、その移動交通手段を保障しようとするサービス。
	びょう うつ病	気分障害の一種であり、抑うつ気分や不安、焦燥、精神活動の低下、食欲低下、不眠症などを特徴とする精神疾患。
	えぬびーおー NPO	社会貢献活動を行う民間の非営利団体で、市民活動団体とも呼ばれる。法人ではないボランティア団体も該当する。
か 行	かいごほけんしせつ 介護保険施設	介護保険サービスで利用できる施設。介護保険法に基づいて都道府県知事の指定（許可）を受けた施設のこと。介護保険施設には、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設（療養型病床群など）の3種類があり、要介護認定を受けた人が利用できる。
	かいごよぼうじぎょう 介護予防事業	元気な高齢者になるべく要介護状態に陥らないように、また、現在介護が必要な方もそれ以上悪化させないようにする取り組み。
	か ものじゃくしゃ 買い物弱者	スーパーの閉店や商店街の衰退などにより、日常の買い物が困難な状態におかれている人々。
	がくどうほいくしょ 学童保育所	保護者が仕事などのために昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を与えることにより健全育成を図ること目的とするもの。
	きゅうじつやかんきゅうびょうとうしんりょうじょ 休日夜間急病等診療所	日曜日、祝日、または12/29～1/3の年末年始の休日の夜間などの通常の医療機関が診療を行っていない時間外の医療を確保するための診療業務。
	きょうどう 協働	市民（地域住民）と行政が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって活動すること。
	ケアマネジャー	介護保険制度で、ケアプランづくりや要介護認定の訪問調査などを行う専門職。介護支援専門員。
	けんこうしんさ 健康診査	健康増進法に位置付けられる各種健診(検診)(1)がん検診(2)歯周疾患検診(3)骨粗鬆症検診(4)肝炎ウイル検診(5)健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める生活保護世帯者に対する健康診査、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診等、母子保健法に基づく母性、乳幼児に対する健康診査のことをいう。
	けんりようご 権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。
	ごうけいとくしゅしゅっしょうりつ 合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数字で、1人の女性が生涯に産む子どもの数の平均を示す。
	こうせいほ ごじよせいかい 更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。
	こうれいかりつ 高齢化率	総人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合のことで、高齢化の程度をはかる指標として使用されている。
こそだ しえん 子育て支援センター	親子で遊んだり、子育て仲間と情報交換をしたり、子育てについての悩みを保育士・保健師・栄養士に相談したりできる場所。	

	用語	解説
か 行	ことぶきだいがく 寿大学	根郷公民館で行われている事業。健康、地域、文化等の幅広い分野を学びながら、レクリエーション活動なども含め、参加者同士の交流を図る学習の場。
	こども110番の家	子どもが「誘拐や暴力、痴漢」など何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子供たちの安全を守っていくボランティア活動。
	コミュニティビジネス	社会的課題を市民自らが当事者意識を持ち、ビジネスとしての事業性を確保しつつ課題を解決しようとする活動。「地域活性化・まちづくり」「障害者・高齢者・子育て等支援」「保健・医療・福祉」「安全・安心（防災・防犯）」などの広い分野での取り組みが始められている。
さ 行	さいがいじしようえんごしや 災害時要援護者	災害時に、必要な情報を迅速かつ的確に把握して自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人。
	さいがいじしようえんごしやしえんてび 災害時要援護者支援の手引き	地域における災害時要援護者支援は、地域の特性に応じた様々な方法があり、市内で先進的な取組を行っている地域の紹介をするとともに、災害時要援護者支援の方法について紹介を行っているもの。
	さいがい 災害ボランティア	災害発生時に被災者の生活支援と被災地の復旧支援を目的に活動するボランティア。
	さくらしじゆんかん 佐倉市循環バス	内郷地区と飯野地区で、路線バスの廃止に伴い、平成15年12月から運行を開始したコミュニティバス。（佐倉市がバス事業者に委託して運行するバス）
	さくらしちいきふくしけいかくすいしんいんかい 佐倉市地域福祉計画推進委員会	佐倉市地域福祉計画を推進するために設置されている組織で、計画の進行管理や評価、また、次期計画の策定に関する提言を行う。学識経験者、福祉施設関係者、民生委員・児童委員、市民公募などで構成されている。
	さくらし 佐倉市ふるさとまちづくり おうえんきふせいど 応援寄附制度	佐倉市を「応援したい・貢献したい」という「想い」をお持ちの方からの寄附金を受入れ、この寄附金を財源とする各種事業を実施することにより、寄附をしてくださった方の「想い」を実現化するとともに、地域の特性を活かした個性豊かで活力ある「ふるさと佐倉」のまちづくりを進めようとするもの。いわゆる「ふるさと納税」。
	さくら 佐倉ふるさと体操	「ふるさと」の歌に合わせて、誰もが手軽に行えるよう考案された体操。佐倉にちなんだ動きが取り入れられている。
	じしゆぼうさいそしき 自主防災組織	大地震や大雨などの災害が広域的に発生したときに、地域の住民同士が協力し、自主的に地域の防災活動を行うこと（共助）が必要となり、それらの活動を行うために自治会、町内会等の単一または、これらの連合の組織で構成された団体。
	じどうぎやくたい 児童虐待	保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）による児童（18歳未満）に対する身体的虐待、性的虐待、ネグレスト、心理的虐待の行為。
	しみん 市民カレッジ	中央公民館で行われている事業、高齢社会の中で、市民が健康で生きがいを持ちながら郷土愛を育み、地域の中で連帯を持ちながら住みよいまちづくりを考え行動していく主役として、共に学び行動する仲間づくりと、生涯を通した学習活動を支援するために、開設している学習の場。
しみんこうえきかつどう 市民公益活動サポートセンター	市民公益活動の推進を図るため、市民、公益活動団体、事業者など様々な関係機関がお互いに交流できる場所。	

	用語	解説
さ 行	しゅわつうやく 手話通訳	聴覚に障害のない方たちの音声の言葉を手話に置き換え、聴覚に障害のある方たちの手話を音声の言葉に置き換えることで互いの意思の疎通を図ること。
	しょうがいしゅうぎょう せいかつしえん 障害者就業・生活支援センター	障害者のための、就業支援及び就業に伴う生活に関する指導・助言などの生活支援を実施する機関。
	しょうしこうれいか 少子高齢化	生まれ来る子どもの割合が減少し、高齢者の割合が増えること。
	しょうにしよききゅうびょうしんりょうじょ 小児初期急病診療所	時間外における子どもの救急医療を確保するため、地元医師会の協力により、小児科（内科系疾患）専門の初期救急医療機関として、平成14年10月1日から日曜・祝日、年末年始は午前9時から午後5時まで、また毎日午後7時から翌朝の6時まで診療を行っている。
	スロープ	傾斜した道路、あるいは、通路。斜路・傾斜路とも言う。車椅子などのほか、人が通行するところでも階段での上り下りが適さない場合に設けられる。
	せいかつしゅうかんびょう 生活習慣病	「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に關与する疾患群」と定義されていて、具体的な生活習慣病としては、むし歯や歯周病、糖尿病、循環器病(心臓病や脳血管の病気、およびその危険因子である脂質異常症や高血圧など)、そして“がん”などのことをいう。
	せいねんこうけんせいど 成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人の財産や権利を保護するための制度。
	せだいかんこうりゅう 世代間交流	各世代が同じ場所に集い、自分たちの持っている能力や技術を出し合いながら交流することによって、自分自身の向上と地域コミュニティの再構築を図ること。
	そうごうがたちいき 総合型地域スポーツクラブ	地域住民が主体的に運営するスポーツクラブで初心者から競技者まで、子どもから高齢者までの誰もがそれぞれのレベルなどに応じていつでも活動できるスポーツクラブ。
	そうごうそうだんたいせい 総合相談体制 (ワンストップサービス)	保健、福祉、介護、医療などあらゆる分野について総合的に相談できる体制。
そうごふじょ 相互扶助	地域社会などで、その住民に社会生活上の何らかの問題を抱える者が生じた場合、自発的な協力・協同により援助を行うこと。	
ソーシャルワーク	社会福祉の制度などのもとで、人々が社会生活上の課題をみずから解決し、豊かな暮らしを可能にすることを目的として、福祉の専門技術の知識をもつ人によって展開される実践活動及び援助技術の総称。	
た 行	たいきじどう 待機児童	認可保育園へ入園申込をし、入園要件に該当しているが、入園待ちとなっている児童。
	タウンミーティング	明確な定義はないが、市民と直接対話することによって、市政に対する市民の意見・提案を聴取することを目的として、地域の課題などをテーマに地域ごとで開催される会議を指すことが多い。
	だんかい せだい 団塊の世代	昭和22年から昭和24年頃(1947年から1949年頃)までに生まれた世代。
	だんじょびょうどうさんかく 男女平等参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保されること。

	用語	解説
た 行	ちいき 地域コミュニティ	地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会の構築を共通の目的として構成された集まりを「地域コミュニティ」と言い、この地域コミュニティが住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤となる。
	ちいきふくしけんいき 地域福祉圏域	福祉サービス等の提供や、地域住民等の福祉の担い手が行う取組みを、効率的に行うための区域設定。
	ちいきふくし 地域福祉コーディネーター	何らかの支えを必要とする方に、自治会・町内会等、民生委員・児童委員、ボランティア団体などの福祉活動を調整することにより生活支援を行い問題解決に努め、それで解決できない場合は相談支援専門機関を紹介する調整役。
	ちいきふくし 地域福祉サポーター	地域の中での困り事や生活上の悩みごとの相談を受け、地域の社会資源を紹介したり、（仮称）地域福祉コーディネーターと連携をとり専門機関を紹介するなど、解決あるいは解決の手がかりをつかむための身近な相談役。
	ちいきほうかつしえん 地域包括支援センター	保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が中心になり、高齢者の介護予防ケアマネジメントを行うほか、高齢者虐待への対応、権利や財産を守る成年後見制度の利用支援を行っている。また、より暮らしやすい地域になるよう、地域の民生委員・児童委員、町内会、医療機関、ケアマネジャーなど、様々な関係機関とのネットワークを作り、高齢者を支援している。
	ちいき 地域まちづくり協議会	各小学校区を基準として、区域内で活動する自治会・町内会等を基盤に、地域で活動する団体・組織が、それぞれの目的や活動を尊重し合い、緩やかに連携・協力することで、地域が対応できる課題などは、協働して、その解決を図ろうとする組織。
	ちえんそしき 地縁組織	自治会・町内会等の居住地域を中心として活動する組織・団体。
	デマンド交通	タクシーの便利さと路線バスの手軽さを併せ持つ新しい交通システム。路線バスなどの公共交通機関のまばらな地区で、交通の便を改善する効果が期待されている。
	てんじ 点字ブロック	視覚障害者の方がより安全に外を歩行できるように、歩道や床面等に敷設されるブロック（プレート）。
	ドメスティックバイオレンス（DV）	英語の「domestic violence（家庭内暴力）」をカタカナで表記したもの。略して「DV」と呼ばれることもある。日本では、一般的に「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。
な 行	にちじょうせいかつけんいき 日常生活圏域	平成18年4月の改正介護保険法の施行により、市町村が策定する介護保険事業計画に定めることとなった区域（生活圏域）のこと。
	にちじょうせいかつじりつしえんりぎょう 日常生活自立支援事業	認知症、知的障害、精神障害等があるために判断能力が不十分な人に対して、自立した地域生活が送れるよう生活支援員を派遣し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などを行う事業で、社会福祉協議会が主体となって実施している。
	にんちしょう 認知症	成人に起こる認知（知能）障害であり、記憶、判断、言語、感情などの精神機能が減退し、その減退が一過性でなく慢性的に持続することによって日常生活に支障をきたした状態。

	用語	解説
な 行	にんちしやう 認知症サポーター	認知症サポーター養成講座（認知症の住民講座）を受けた人のこと。認知症の正しい知識や付き合い方を理解し、自分のできる範囲で認知症の人を応援する人。
	にんちしやう 認知症ネットワーク	認知症の早期発見・診断・治療につなげるための、医療機関や地域包括支援センター等との連携。
	ねんしやうじんこうりつ 年少人口率	総人口に占める年少者（0歳～14歳）人口の割合。
	ノーマライゼーション	障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。
は 行	ハートプラスマーク	外見からは障害がわからない「内部障害」のある人に対して、周囲の理解を得るために作られたマーク。主に障害者用の駐車場や電車の優先席などに掲示される。
	ハザードマップ	災害の危険のある地域を示すだけでなく、避難場所や避難経路などの防災情報を含んだ地図。
	パブリックコメント	行政機関が計画の立案等を行おうとする際、その案を公表し、市民から意見を求め、その意見を考慮して決定する制度のこと。
	バリアフリー	道路や建物の入り口の段差などの物理的なバリア「障壁」だけでなく、障害のある人などが社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なバリアも含め、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を取り除くこと。
	びやうじ びやうごしほいく 病児・病後児保育	保育園に通園中の児童等が病気やその回復期にあり、集団保育の困難な期間、保育園や病院の専用スペースなどにおいて一時的に預かる事業。
	ファシリティマネジメント	企業・団体等が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動。
	ふくししいん 福祉委員	支援を必要としている高齢者や障害者などを地域住民と協力しながら問題解決を図ろうとする地域のボランティアで、社会福祉協議会により委嘱されている人。
	ふくし 福祉タクシー	道路運送法第3条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、車椅子に乗った人など、障害のある人の移動のために、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のこと。
	ひやうか プロセス評価	本来は人事評価の用語で、成果評価と分けて行われる評価。成果がでる過程において、どのような価値が顕在したかという視点でなされる。
	ヘルスプロモーション	WHO（世界保健機関）が1986年のオタワ憲章において提唱した新しい健康観に基づく21世紀の健康戦略で、「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」と定義されている。
ぼうさいぎやうせいむせん 防災行政無線	佐倉市では、市内の学校や公園など94箇所に防災行政無線（屋外子局）を整備している。災害時の避難勧告等の防災情報をはじめ、平常時には市からの行政情報（光化学スモッグや行方不明者等の情報）などを放送している。	

	用語	解説
は 行	ほけんじぎょう 保健事業	健康増進法に位置付けられる健康増進事業(1)がん検診(2)歯周疾患検診(3)骨粗鬆症検診(4)肝炎ウイルス検診(5)健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査(6)健康増進法施行規則第4条の2第5号に定める保健指導(7)健康手帳の交付、健康教育、健康相談、訪問指導、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診・特定保健指導、予防接種法に基づく予防接種、母子保健法に基づく母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導などのことをいう。
	ほけんしどう 保健指導	生活習慣病の予防のための日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活の在り方その他健康に関して必要な事項についての健康教育、心身の健康に関する個別の健康相談、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的とした訪問指導。特定健康診査の結果、生活習慣病の発症のリスクがあり、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートを実施する特定保健指導。妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して行う保健指導などのことをいう。
	ほごしかい 保護司会	保護司は、法務大臣の委嘱を受けて犯罪や非行に陥った人の更生を支援する非常勤の国家公務員です。それぞれに配属された保護区において保護司会に加入し、研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行っている。
	ボランティアセンター	佐倉市社会福祉協議会内に設置されている機関でボランティアを希望する方を登録しボランティアを必要とする方とのコーディネートを行っている。
ま 行	みまもこえ 見守り・声かけ	常時の支援は必要ではないが、高齢者等について訪問等を通じて生活異変を早期に発見する活動。
	みまも 見守りネットワーク	近隣の人や関係機関が、見守り・声かけ活動等を行ない、誰もが安心して住みなれた地域で、暮らせるような地域づくり、まちづくりを進める活動。
	みんせいいいん じどういいん 民生委員・児童委員	地域において住民の立場から要望を関係機関に伝えるとともに、一人暮らし高齢者や障害者等への訪問・相談等、住民が安心して暮らせるよう支援を行うため、厚生労働大臣から委嘱を受けた制度ボランティア。
	はいしん メール配信サービス	防災行政無線を補完するシステムとして、市からの緊急のお知らせを、携帯電話などにメール機能利用し、文字情報として配信するサービス。
	メンタルヘルス	メンタルヘルスとは、健康のなかで精神にかかわる健康を保つことである。現代の生活では、労働などが複雑になったことによりストレス等の要因で精神が疲労し精神疾患等も増えている。
や 行	ユニバーサルデザイン	ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という意味が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初から出来るだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。
	ようやくひっき 要約筆記	聴覚障害者への情報保障の一つで、話している内容を要約し、文字として伝えること。筆談要約筆記、OHP要約筆記、パソコン要約筆記などがある。
	よゆうきょうしつ 余裕教室	児童生徒数の減少等により、既存の教室数と比較して学級数が減少し、将来とも恒久的に余裕となると見込まれる教室のこと。
ら 行	ろうろうかいご 老老介護	高齢者が高齢者の介護をせざる得ない状況のこと。高齢化が進む中、高齢のご夫婦同士や高齢の子どもがより高齢の親を介護せざるを得ない状況が深刻化している。